

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。

平成23年8月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

東京23区農業振興・農地保全PR事業委託

(2) 業務内容

東京23区農業の情報を発信し、東京23区民全体への周知及び理解を得るためのPRイベントを開催し、東京23区内産野菜の即売や都市農業の振興・農地の保全に向けた展示・情報発信を行う。

PRイベントの開催

ア) PRイベントにおいて東京23区農業の情報をより効果的に発信していくための企画立案

イ) 開催までの準備

ウ) 会場設営

エ) 当日の運営全般

オ) 事業周知用ポスター、チラシ等の原稿作成

カ) 各関係団体との調整用資料の作成

東京23区農業情報の展示

ア) 展示を行うにあたっての企画立案

イ) 情報収集、取材

ウ) 展示物作成業務

PRイベントを行う目的を伝えるリーフレットの作成

ア) 原稿作成業務

ホームページ用データ作成

ア) 事業告知用データの作成

イ) 事業実施報告データの作成

成果品

ア) ポスター及びチラシの原稿(電子データ)

イ) ホームページ(電子データ)

(ア、イとも著作権は世田谷区に帰属する。)

(3) 履行期間

平成23年9月中旬(予定)から平成23年12月中旬(予定)まで

2 参加資格

(1) 他自治体及び官公庁において、類似業務(農業に関するPRイベントの実施や資料の作成等)の実績があること。

- (2) 法人であること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項 (同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。) の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を受けていないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

3 提案書の提案者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- 実施体制
- 類似業務の実績
- 業務内容に対する理解度
- 業務内容に対する企画提案
- 見積内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区産業政策部都市農業課 担当 黒沼、藤井、西中
住所〒 1 5 4 - 0 0 0 4 世田谷区太子堂 2 - 1 6 - 7
TEL 0 3 - 3 4 1 1 - 6 6 5 8 FAX 0 3 - 3 4 1 1 - 6 6 3 5

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成 2 3 年 8 月 1 9 日 (金) ~ 8 月 2 6 日 (金) 午後 4 時まで
交付場所 上記 (1) に同じ
交付方法 希望者に無償配布する。
(受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時まで 土日祝日除く)

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限 平成 2 3 年 8 月 2 6 日 (金) 午後 4 時まで
提出場所 上記 (1) に同じ
提出方法 持参に限る

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限 平成 2 3 年 9 月 9 日 (金) 午後 4 時まで
提出場所 上記 (1) に同じ
提出方法 持参に限る

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5 (1) と同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (8) 詳細は説明書による。